○近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和５年４月１日

告示第７６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、近江八幡市人権擁護に関する条例（平成２４年近江八幡市条例第１号）の趣旨に基づき、全ての市民の基本的人権が尊重され、それぞれの多様な個性、特性及び価値観を理解し、認め合えるまちとするため、性的マイノリティである者が互いにパートナーであることを宣誓することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　性的マイノリティ　性的指向（恋愛又は性愛の対象をいう。）が異性に限らない者又は性自認（自身が認識している性をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。

(2)　パートナーシップ関係　２名の者が、双方の合意のみにより、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合う関係をいう。

(3)　宣誓　パートナーシップ関係にある者又はパートナーシップ関係になろうとする者の双方が、市長に対し互いをパートナーとすることを誓うことをいう。

（対象者）

第３条　宣誓をすることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1)　一方又は双方が性的マイノリティであること。

(2)　宣誓しようとする日までに双方が成年に達していること。

(3)　一方又は双方が市内に住所を有すること（市内に転入を予定している場合を含む。）。

(4)　双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。

(5)　双方に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(6)　双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。）でないこと。ただし、双方がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をし、当該関係に該当している場合は、この限りでない。

（令６告示３１６・一部改正）

（宣誓の方法）

第４条　宣誓をしようとする対象者（以下「宣誓希望者」という。）は、近江八幡市パートナーシップ宣誓書（別記様式第１号。以下「宣誓書」という。）に双方が自ら記入し、及び署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓しようとする日から３月以内に発行されたものに限る。）

(2)　双方が現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓しようとする日から３月以内に発行されたものに限る。）

(3)　双方が市内に住所を有しない場合にあっては、少なくとも一方が市内に転入することを証明できる書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　前項第３号の場合は、転入後２週間以内に、転入したことが確認できる資料を市長に提出しなければならない。

３　宣誓希望者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。この場合において、当該代筆させた者は、市長が適当と認める方法により、宣誓書の提出が自らの意思であることを明らかにしなければならない。

４　宣誓書の提出に当たっては、あらかじめその日時等について市長と調整するものとする。

（令６告示３１６・一部改正）

（本人確認）

第５条　市長は、宣誓希望者の双方が本人であることを確認するため、次の各号のい

ずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項の個人番号カード

(2)　旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第２条第２号の一般旅券

(3)　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条第１項の運転免許証

(4)　官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの（前３号に掲げるものを除く。）

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（令６告示３１６・一部改正）

（通称名の使用）

第６条　宣誓希望者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に、戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓書の提出時に添付するものとする。

（令６告示３１６・一部改正）

（受領証等の交付）

第７条　市長は、宣誓希望者から宣誓書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該宣誓希望者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第２号）及び近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード（別記様式第３号。以下「受領証等」という。）に受付後の宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（他の自治体との連携を図る場合の取扱い）

第８条　パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第４条に規定する構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓等に係る受領証等（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている者の一方又は双方が市内に転入した場合であって、市内への転入後も引き続き宣誓を希望するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓継続申告書（別記様

式第４号。以下「申告書」という。）に双方が自ら記入し、及び署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　連携自治体受領証等

(2)　双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（提出しようとする日から３月以内に発行されたものに限る。）

(3)　郵送により提出する場合は、受領証等を郵送するための返信用封筒（必要な額の郵便切手を貼付したもの。）

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による宣誓を希望する者（以下「継続希望者」という。）から申告書の提出があった場合は、当該継続希望者に対し第５条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。ただし、前項の規定による書類の提出を継続希望者のうちいずれか一方が来庁して行う場合又は郵送により行う場合は、来庁しない者の本人確認は、同条各号に掲げる書類のいずれかの写しを提出させることにより行うものとする。

３　市長は、申告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該継続希望者に対し規約第３条第２項に基づき受領証等を交付するものとする。

４　市長は、継続希望者に受領証等を交付したときは、本市に転入する前の連携自治体に遅滞なく受領証等の交付の事実を通知するものとする。ただし、当該通知に当たっては申告書により継続希望者双方の同意を得るものとし、同意を得られない場合は本条の規定による手続を行うことができない。

５　第４条第３項及び第４項並びに第６条の規定は、申告書の提出について準用する。

（令６告示３１６・追加）

（変更の届出等）

第９条　受領証等の交付を受けた宣誓希望者又は継続希望者（以下これらを「宣誓者」という。）は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかに近江八幡市パートナーシップ宣誓事項変更届（別記様式第５号。以下「変更届」という。）に受領証等及び変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、宣誓者から変更届の提出があった場合は、当該宣誓者に対し第５条各号

に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

３　市長は、宣誓者から変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該宣誓者に対し変更後の内容を記した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、返却しないものとする。

（令６告示３１６・旧第８条繰下・一部改正）

（受領証等の再交付）

第１０条　宣誓者は、受領証等を紛失、破損又は汚損した場合であって、その再交付を希望するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第６号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

２　前条第２項の規定は、受領証等の再交付の申請について準用する。

３　市長は、宣誓者から再交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該宣誓者に対し受領証等を再交付するものとする。この場合において、受領証等の再交付を受ける者は、既に交付を受けた受領証等を返還しなければならない（紛失その他の事情により受領証等の返還が困難と市長が認める場合を除く。）。

４　紛失を理由として前項の規定による受領証等の再交付を受けた者は、その紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を返還しなければならない。

（令６告示３１６・旧第９条繰下・一部改正）

（受領証等の返還）

第１１条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第７号。以下「返還届」という。）に双方（第２号に掲げる場合にあっては、一方）が自ら署名し、交付を受けた受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により受領証等の添付が困難と市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。

(1)　パートナーシップ関係が解消されたとき。

(2)　宣誓者の一方が死亡したとき。

(3)　第３条各号（第２号を除く。）に掲げる要件に該当しなくなったとき。

２　第４条第３項及び第９条第２項の規定は、返還届の提出について準用する。

３　第１項の規定に関わらず、第３条第１項第３号に該当しなくなった場合であって、連携自治体において受領証等の交付を受けるために連携自治体に受領証等を提出したときは、返還届の提出を要しない。

（令６告示３１６・旧第１０条繰下・一部改正）

（受領証等の無効）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とすることができる。

⑴　偽りその他の不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。

⑵　受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

⑶　宣誓者が第３条各号に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。

⑷　前条各号に該当する事由があるにもかかわらず、返還届を提出せず、受領証等を返還しないとき。

２　市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、当該宣誓者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書等無効決定通知書（別記様式第８号）により通知し、及び受領証等の返還を求めるものとする。

３　市長は、必要があると認めるときは、無効の決定をした宣誓に係る受領証等の交付番号を公表することができる。

（令６告示３１６・旧第１１条繰下・一部改正）

（状況等の調査）

第１３条　市長は、宣誓者の第３条各号（第２号を除く。）、第１１条各号並びに前条第１項第１号及び第２号に規定する要件等の状況を確認するため、必要に応じて調査するものとする。

（令６告示３１６・旧第１２条繰下・一部改正）

（情報の管理）

第１４条　宣誓者が提出した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の定めるところによる。

（令６告示３１６・旧第１３条繰下）

（宣誓書等の保存）

第１５条　宣誓書等の保存は、近江八幡市事務処理規程（令和６年近江八幡市訓令第５号）に定めるところによる。

（令６告示３１６・旧第１４条繰下・一部改正）

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令６告示３１６・旧第１５条繰下・一部改正）

付　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

付　則（令和６年告示第３１６号）

この要綱は、告示の日から施行する。